

NO	配布先	区役名
1	自主防災会会長	区長
2	顧問	顧問
3	相談役	相談役
4	副会長 1	副区長
5	防災部長	総務委員
6	渉外部長	第4町内
7	記録部長	第3町内
8	記録副部長	総務委員
9	避難誘導部長	監査副委員
10	施設部長	第2町内
11	会計部長	会計委員
12	監査部長	監査委員
13	情報部長	第6町内
14	救出・救護部長	第7町内
15	給水・給食部長	第1町内
16	消火部長	第8町内
17	総務部長	第5町内

## [ 淀橋区自主防災会 ]

### 活動班管理規定

#### 【 第 2 版 】

引継ぎ用

この自主防災会活動班管理規定は、任期満了で、  
退任した場合は、後任者引き継ぎをするため、  
自主防災会長に返却をお願いします。

## 淀橋区自主防災会

改訂日 平成 31 年 01 月 15 日

制定日 平成 28 年 02 月 13 日



## 淀橋区自主防災会活動班管理規定目次

1. 目的	-----	1	<b>【5】給水・給食班の役割</b>	-----	17
2. 自主防災会の活動班の役割	-----	1	1. 給水・給食班の構成	-----	17
<b>【1】本部(災害対策本部)</b>	-----	1	2. 給水・給食班の役割	-----	17
<b>の役割</b>			2-1 給水・給食班の	-----	17
1. 本部役員 の構成	-----	1	平常時の役割		
2. 本部役員の役割	-----	1	2-2 給水・給食班の	-----	18
2-1 平常時の役割	-----	1	災害時の役割		
2-2 災害時の役割	-----	3	2-3 炊き出し(給食)の	-----	18
4. 本部(災害対策本部)で用意・			災害時の役割		
保管する備品類	-----	4	3. 給水・給食班組織図	-----	19
5. 本部(災害対策本部)組織図	-----	4	3-1 給水班組織図	-----	19
<b>【2】総務班の役割</b>	-----	5	3-2 給食班組織図	-----	19
1. 総務班の構成	-----	5	<b>【6】第一・第二消火班の役割</b>	---	20
2. 総務班の役割	-----	5	1. 第一・第二消火班の構成	-----	20
2-1 平常時の役割	-----	5	2. 第一・第二消火班の役割	-----	20
2-2 災害時の役割	-----	6	2-1 第一・第二消火班の	-----	20
3. 総務班組織図	-----	6	平常時の役割		
<b>【3】情報班の役割</b>	-----	7	2-2 第一・第二消火班の	-----	23
1. 情報班の構成	-----	7	災害時の役割		
2. 情報班の役割	-----	7	3. 第一・第二消火班組織図	-----	22
2-1 平常時の役割	-----	7	3-1 第一消火班組織図	-----	22
2-2 災害時の役割	-----	8	3-2 第二消火班組織図	-----	22
3. 情報班組織図	-----	10	<b>【7】避難誘導班の役割</b>	-----	23
<b>【4】救出・救護班の役割</b>	-----	11	1. 避難誘導班の構成	-----	23
1. 救出・救護班の構成	-----	11	2. 避難誘導班の役割	-----	23
2. 救出班の役割	-----	11	2-1 避難誘導班の		
2-1 救出班の平常時の役割	-----	11	平常時の役割	-----	23
2-2 救出班の災害時の役割	-----	12	2-2 避難誘導班の		
3. 救護班の役割	-----	13	災害時の役割	-----	24
3-1 救護班の平常時の役割	-----	13	3. 避難誘導班組織図	-----	25
3-2 救護班の災害時の役割	-----	14	<b>【8】自主防災会様式一覧</b>	-----	25
4. 救出・救護班組織図	-----	16	<b>【9】自主防災会活動班の</b>	-----	25
4-1 救出班組織図	-----	16	役割の見直し		
4-2 救護班組織図	-----	16			

## 1. 目的

- (1) この「活動班管理規定」は、淀橋区自主防災会活動マニュアルの定めに基づき制定する。
- (2) この「活動班管理規定」は、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に止めるため、「平常時」、「災害時」の役割を定めます。

## 2. 淀橋区自主防災会の活動班の役割

- (1) 「平常時」は地域内の危険性や家庭内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など地震被害などに備える活動です。
- (2) 「災害時」には、人命の保護、初期消火、被災者の救出・救助、情報収集や避難所の運営、及び早期に平常時の生活を取り戻すための活動です。

### 【1】本部役員（災害対策本部）の役割

#### 1. 本部役員（災害対策本部）の構成

本部役員（災害対策本部）は、自主防災会長、副会長、顧問、相談役、防災部長、渉外部長、記録部長、記録副部長、施設部長、会計部長、監査部長、避難誘導部長、情報部長、救出救護部長、給水給食部長、消火部長を本部役員とする。

#### 2. 本部（災害対策本部）の役割

##### 2-1 平常時の役割

平常時は、「役割分担を決め」、「防災規約、計画の整備」、「防災知識の普及や啓発」、「地域内の防災巡視や防災設備の点検」、及び「防災訓練の実施」など災害に対する備えを行い、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、自主防災活動への参加を促すことです。

- (1) 地域住民への防災知識・対策の普及や啓発。
  - ① 自主防災活動への積極的な参加。
  - ② 自主防災活動への参加となる学習会・講習会・研修会の開催と参加の呼びかけ。
  - ③ 地域防災人材バンクの活用

# 淀橋区自主防災会 活動班管理規定

改訂日

31年 01月 15日

ページ

作成日

28年 02月 13日

2

## (2) 家庭内対策の促進。

防災対策は、まず住民一人ひとりが防災に関心を持ち、事前に備えをすることです。

- ① 地震時の家屋の倒壊や家具類の転倒・落下防止。
- ② ブロック塀の点検と改善。
- ③ ガラスの飛散防止 ; 強化ガラスに取替えやガラス飛散防止フィルムを貼る。
- ④ 出火防止対策。
  - ・ 消火器(蓄圧式10型)やバケツを用意する。
  - ・ ストープは、耐震自動消火装置付きにする。
- ⑤ 飲料水・食料、及び非常持出品の準備。

## (3) 各種台帳の点検・整備。

自主防災会に最低限必要な台帳は、「自主防災会にどのような人がいるか」、「災害時に技術的に活用できる人はいるか」、「支援を必要とするひとは、どこに何人いるのか」などを把握する。

- ① 区民名簿の管理・整備（区が毎年、作成する区民名簿を流用する）。  
各世帯毎に、世帯主について「**様式 3 : 区民名簿**」を参照する。
- ② 人材台帳の管理・整備（転入・転出など）  
災害時の応急救護や救出・救護、及び情報通信などに活用できる資格・技能を持った人材を「**様式 4 : 人材台帳**」に記載する。
  - ・ **様式 4 : 人材台帳**（現役・元の消防団員、警察官、自衛官、保険師・助産師、看護師、整体整骨師、調理士・栄養士・アマチュア無線資格者など。

## (4) 食料・飲料水の管理・整備。

- ① 食料・物資、及び避難所運営に必要な備品については、備蓄場所・備蓄品目・備蓄数量などの「**様式 6 : 食料・飲料水備蓄品一覧表**」に記載する。
- ② 食料・飲料水は揃っているか、保管状況、賞味期限はよいか、「**年 1 回**」は、点検・管理をする。

## (5) 防災用資機材の管理・整備。

- ① 地域の実情に応じて、必要な資機材を準備しておき、日頃から点検や使用方法の確認をしておきます。
- ② 必要な防災資機材については、防災倉庫・防災資機材品目・数量などを「**様式 7 : 防災資機材一覧表**」に記載する。
- ③ 防災資機材は揃っているか、保管状況よいか、「**年 1 回**」は、点検する。

## (6) 防災訓練(総合訓練・個別訓練)の実施と訓練結果の不備。

「情報収集・伝達訓練」、「初期消火訓練」、「救出・救護訓練、応急訓練」、「避難誘導訓練」「給食・給水訓練」などに取組み、訓練の結果、及び不備事項があるときは改善を図る。

# 淀橋区自主防災会 活動班管理規定

改訂日

31年 01月 15日

ページ

作成日

28年 02月 13日

3

(7) 防災巡視や防災点検。

① 地域内の危険箇所や防災上の問題点をみんなで協議し、改善する必要がある場合は、対策をたてて解決する。

② 地域の災害を受けやすい危険箇所の把握。

(地すべり、急傾斜地の崩壊、土石流発生危険箇所など)

③ 地域の危険箇所などを周知するための防災マップを作成を行います。

(8) 地域の一次避難所、避難場所などを周知する。

自主防災会	一次避難地	広域避難所
1・3・4・6 町内	淀川中公園	富士宮 北高等学校
2 町内	忠正寺	
8 町内	ポテト東側駐車場	
5・7 町内	富士宮第4中学校 正門	第4中学校

## 2-2 災害時の役割

**本部（災害対策本部）**は、地震をはじめとする災害が発生した場合、自主防災会を統括し、迅速かつ的確な災害対応を行う中枢を担うこととする。

(1) 災害対策本部の開設・管理。

本部（災害対策本部）の開設場所は、「**淀橋区区民館内**」とする。

(2) 自主防災会内の被害情報の収集、把握する。

① 区内の被害状況を「**様式 1：被害状況報告書**」に記載し、報告する。

② 区内の避難状況を「**様式 2：避難状況報告書**」に記載し、報告する。

(3) 自宅に住むことが出来ない人は、避難誘導班と第1避難地に避難します。

避難者が多い場合は、北高等学校か第4中学校のグラウンドに避難する。

(4) 避難者が少ない場合は、淀橋区区民館に避難するか本部と調整する。

(5) 情報を提供した避難行動要支援者は、富士宮市発行の「**避難行動要支援者台帳登録申請書兼同意書**」を利用する。

(6) 避難行動要支援者を広域避難所に避難誘導し、「**様式 5：避難行動要支援者台帳**」に記載し、を保管・管理する。

(7) 自主防災会内の住民に対する各種情報を提供・発信する。

(8) 各活動班に対する災害対応活動の動員指示、要請する。

(9) 災害対応活動に係る情報、及び記録の管理・保管する。

(10) 災害ボランティア、及び各種団体に協力要請する。

(11) 自主防災会内の秩序、維持に関すること。

# 淀橋区自主防災会 活動班管理規定

改訂日	31年 01月 15日	ページ
作成日	28年 02月 13日	4

### 3. 本部（災害対策本部）で用意・保管する備品類

- (1) 机・椅子・防災通信機器・テレビ・ラジオ。
- (2) 非常用発電機・非常用照明器具・固定電話・FAX・コピー機・パソコンなど。
- (3) ホワイトボード、模造紙、画用紙、サインペン、油性ペン、マーカー、セロテープ、ポストイット、はさみ、カッター、コピー用紙など。
- (4) 水道・洗面所・トイレなどが近くにあるか。

### 4. 本部（災害対策本部）組織図

名簿は別紙の淀橋区自主防災会組織図に示す。

自主防災会 役名	区役名	氏名	T E L
会長	区長		固定： 携帯：
顧問	顧問		固定： 携帯：
相談役	相談役		固定： 携帯：
副会長	副区長		固定： 携帯：
防災部長	防災委員		固定： 携帯：
渉外部長	第4町内会長		固定： 携帯：
記録部長	第3町内会長		固定： 携帯：
記録副部長	総務委員		固定： 携帯：
施設部長	第2町内会長		固定： 携帯：
会計部長	会計委員		固定： 携帯：
監査部長	監査委員		固定： 携帯：
避難誘導部長	監査副委員		固定： 携帯：